

令和7年（行ウ）第82号、同第109号

更正請求処分通知取消等請求事件

原告 倉持尚、松村幸裕子

被告 国

第2準備書面 【今日における保育所利用の目的】

2025年11月4日

東京地方裁判所民事第2部 御中

原告代理人弁護士 川 澤 直 身

ほか4名

原告らは、本準備書面において、被告提出の令和7年9月2日付準備書面(1)における主張のうち、保育所が乳幼児に対する「養護及び教育」（被告準備書面(1)26~27頁）の提供を目的とする施設であるとする点及びこれを前提とする被告の主張に対して反論する。

第1 はじめに

被告は、保育とは乳幼児に対する養護及び教育であり、保育料は「保育所における養護及び教育を受けることの対価」（被告準備書面(1)26~27頁）であるとしたうえで、保育料は「事業の遂行上必要なものであることは必ずしも明らかではなく」また「弁護士業務に係る収入を生み出す事業活動と直接の関連を有するものとは認められない」（原告倉持につき同28頁）、「講演や原稿作成等という経済活動と直接の関連性を有するものであるとは認められない」（原告松村につき同29頁）などとして必要経費性を否定する。同様に、上記性質を踏まえると、保育料は「親が乳幼児の保育・教育等の育児のために負担する支出、すなわち個人の消費生活上の費用に当たる」家事費にあたると主張する（同30頁）。

この主張は、保育料の経費性を否定するほぼ唯一の根拠として、保育所が乳幼児に対して生活及び教育の場を提供する児童福祉施設であり、その目的が乳幼児に対する養護・教育という児童福祉サービスの提供にあること、そして保育料はその対価であることを挙げるものである。

しかし、被告の主張は、1990年以降、法令上の保育所の性質が「子の養護・教育のための施設」から「親の就労を支援するための施設」へと明確に変化してきた事実を無視する点で誤っている。

戦後から高度経済成長期にかけては、家庭保育中心主義のもとで保育所は「子の養護・教育のための施設」であることが強調されていた。しかし、女性の社会進出に伴う晩婚化・未婚化を背景に、1989年のいわゆる「1.57ショック」を契機として保育政策の抜本的な見直しが進められることとなった。1997年の児童福祉法改正では、保育所入所を自治体の職権に委ねる措置制度が廃止され、保護者が自ら保育所を選択できる仕組みが導入された。その後は、「待機児童ゼロ作戦」など、親の就労支援の性質を色濃くする政策や法改正が相次いだ。

その性質を確定させたものが、2012年の児童福祉法改正である。それまで保育所利用の要件とされていた「保育に欠ける」という文言が削除され、「保育を必要と

するすべての子ども」に対して自治体が保育提供義務を負うことが明文化された。それでも待機児童問題は解消せず、2016年には「保育園落ちた日本死ね!」という市民の声が社会的反響を呼び、当時の安倍晋三内閣総理大臣が「待機児童ゼロを必ず実現する」と表明するにいたった。

このように、1990年代以降の一連の制度改革と社会的要請の高まりを通じて、保育所は「子の養護・教育の場」から「親の就労を支援するための施設」へと明確にその性質が変更されていった。政府の政策は、男女共同参画を皮切りとする、親の就労支援の必要性の高まりに合わせ、法律や制度において、保育所を「親の就労を支援するための施設」に変更し、またその変更に合わせて、親の保育所利用の目的や現実も大きく変化してきたのである。保育料の経費性を検討する上でこの性質変更は決定的な意義を有する。

以下、詳述する。

第2 保育所の性質を巡る法制度の変遷過程：福祉施設から就労支援へ

1 高度経済成長期における保育所の位置づけ

保育所の起源は明治時代初期に遡る。工場託児所など労働の必要や貧困のゆえに十分な育児ができない家庭の乳幼児を対象とする民間施設がその始まりである。当時は法的な根拠はなかった（甲 32：汐見稔幸外「日本の保育の歴史」（萌文書林、2017年）93頁参照）。

戦後となり、1947年に児童福祉法が制定され、保育所が法的に位置づけられた。当初から就労支援施設としての性格も付与されつつ（訴状 13~14頁参照）、その主たる性質は、戦災孤児や父親を失った母子家庭の増加への対応など、終戦直後という時代背景から貧困対策としての福祉施設だった（前掲汐見外 255頁参照）。

その後、高度経済成長期に入ると、共働き家庭の増加に伴い保育需要が急速に高まり、各地で保育所の整備が進められた。1948年当時、全国で1,787か所、

入所児童数約 16 万人だった保育所は（甲 33：厚生省児童家庭局編『児童福祉五十年の歩み』（厚生省児童家庭局、平成 10 年）20 頁参照）、1960 年には 9,782 か所、68 万 9242 人に達した（前掲汐見外 301 頁参照）。

需要が高まる一方、1960 年代に入ると、財政上の制約から、保育所入所希望者に対して厳格な運用が始まった。「保育に欠ける」という法律上の文言が厳格に適用されると同時に、児童の保育は家庭で行うのが原則という考え方が政府内で主流となっていく。1962 年、厚生大臣の諮問に対して中央児童福祉審議会が提出した「児童の健全育成と能力開発によってその資質の向上を図る積極的対策に関する意見書」では、「両親自らの絶えざる周到な育児によって、心身ともに健やかに育てられ、またそのように社会も国共に努力を続けること」が何よりも必要であるとされた。子どもは母親が家庭で育てるのが自然であり、保育所への入所措置は最後の手段と考えられていた（以上につき、甲 34：矢野雅子「戦後日本の保育所制度の変遷 - 児童福祉法 1997 年改正までの軌跡を中心に」（明治大学大学院政治学研究科博士学位請求論文、2017 年）37~44 頁参照）。こうした国のスタンスは、1960 年代半ば頃から現れた児童発達論や母子関係論を背景とするいわゆる“三歳児神話”と相まって維持・強化されていった（前掲矢野 102 頁）。

2 1990 年代の保育政策の転換について

しかし、高度経済成長期をとおして女性の社会進出の拡大により共働き家庭が増加する中で、この考え方は転換を迫られる。1986 年には、日本社会に根強く残る男女間の性別による固定的分業や雇用差別の解消等目的として、それまでの「勤労婦人福祉法」が改正され、男女雇用機会均等法が成立した。

これにより女性の社会進出が、政策としても法律としても国家目標となった。そして 1989 年、いわゆる「1.57 ショック」が起きた。1974 年以降、日本の出生率は一貫して人口置換水準（合計特殊出生率がこの水準以下になると人口が

減少することになる水準。概ね 2.1) を下回り続け、1989 年に、丙午迷信により例外的に際立って出生率が低かった 1966 年の 1.58 を下回ったのである（甲 35：厚生労働省「厚生労働白書平成 18 年版」6 頁参照）。

その背景には就労女性の増加に伴う晩婚化・未婚化の進行、特に既婚就労女性の出生率の低下といった問題があった。専業主婦とそれ以外とで出生率に数倍の差が生じていたことから、働く女性の出生率を上げることが重要視されていく。その障壁となっていたものが、保育施設の不足だった。

この頃から、保育所の量的拡充を中心とする「仕事と家庭の両立」対策が国家的課題として位置づけられるようになった。これに伴い、保育所は共働き家庭のための就労支援施設としての位置づけへと変化していった。こうした変化は、その後の政策や法改正において強調されていく。

1994 年には文部・厚生・労働・建設の 4 大臣合意により「今後の子育て支援のための施策の基本的方向について」（いわゆるエンゼルプラン）が策定され、その具体策である「緊急保育対策等五か年事業」が実施された。同事業では「近年の女性の社会進出の増加等に伴う保育需要の多様化等に対応するため」として、低年齢児保育の促進や多様な保育サービスの充実等が掲げられ、0～2 歳児の受け入れ児童数を 5 年間で 45 万人から 60 万人へと拡大する計画が示された（甲 36・大蔵・厚生・自治 3 大臣合意「当面の緊急保育対策等を推進するための基本的考え方」（1994 年 12 月 18 日））。この時期を境に、政府において、保育所を女性の就労支援のための施設として位置付ける方針が明確にされていくのである。

3 1997 年の児童福祉法改正について

1997 年の児童福祉法改正（平成 9 年法律第 74 号）は、その政府方針の一つの結実である。同改正の趣旨は、児童福祉制度が「夫婦共働き家庭の一般化」など「保育需要の多様化・・・に適切に対応することが困難」となっている現

状を踏まえ、「市町村の措置による入所の仕組みを、保育所に関する情報の提供に基づき保護者が保育所を選択する仕組みに改める」点にあった。そうすることで「待機児童の解消など、国民の保育需要にこたえる」こととされたのである（甲 37：第 140 回参議院本会議議事録第 11 号 1 頁、4 頁〔国務大臣小泉純一郎発言〕（1997 年 3 月 21 日））。

従来、保育所の利用には、いわゆる職権主義的な措置制度が採用されていた。被告が主張するように、保育所を児童の「養護と教育」の施設と捉え、行政が保育に欠ける児童について保育所の利用「措置」を執るという制度設計である。

しかし、この職権主義的措置制度のもとでは、女性の就労増加や就労形態の多様化に伴い求められる保育時間の延長や休日保育など、多様な保育ニーズに応じることは困難だった。そこで同改正では、従前の 24 条で「措置」とされていた保育所の利用に関する市町村の関与について、「措置」の文言を削除し、市町村が「保育に欠ける」児童を「保育所において保育しなければならない」として市町村の保育実施義務を明記し（改正後 24 条 1 項）、増大・多様化する保育需要に対応しようとしたのである。

従来の措置制度の下では、保育所に対する入所措置は、児童に対する救済制度として位置づけられていた。保護者の意向や選択の自由は保障されず、市民は行政の決定を受動的に受け入れる福祉の対象者にとどまっていた。

これに対して改正法の下では、保護者と自治体の関係は、要件充足した申し込みに対して自治体が保育義務を負う、いわば「契約」モデルへと転換された。保育所の選択に利用者の意思を優先させ、費用負担を行う者に利用の権利が発生するという考え方が基礎となった。

その趣旨について政府は、「自分で選べる保育所、保育所を経営された方にもっとサービス競争をさせるような、また利用者にとって利用しやすいような保育所を考える意味において、新しい視点が必要」（甲 38：第 140 回国会参議院厚生委員会議事録第 2 号 31 頁〔国務大臣小泉純一郎発言〕（1997 年 2 月 20

日)) と述べている。まさに、利用者である親の利便性という「新しい視点が」導入されたのである。それを象徴するような答弁が以下のものである(甲 39 : 第 140 回国会参議院厚生委員会議事録第 6 号 27 頁〔国務大臣小泉純一郎発言・発言番号 180〕(1997 年 4 月 1 日))

「家事、育児をともに男も女も分かち合うようになる。そういう中でも、夫婦ともに仕事に出ているならば、当然子供に対してはだれかがどこかでその間世話をしなきゃならない・・・今後、保護者が保育所を選ぶような形になるということは、裏返して言えば保育所が保護者から選ばれるわけですから、必然的に私は保育所も今まで以上に努力しなきゃいけないと思います」

同法改正による保育所の性質変更が持つ意味の重要性については、当時の厚労省内部でも明確に意識されていた。このことは、保育問題検討会の部長代理をつとめた厚労省の吉原健二元児童家庭局長による、「具体的に一番議論になったのが保育所制度の在り方と自由契約制と言いますか、保護者が自由に自分の利用したい保育所を選べるようにしようという仕組み、利用施設的な性格を強めようというのが一番大きな議論の対象になったわけです。それが一番大きな改正の目玉になった」(甲 33・前掲厚生省児童家庭局編『児童福祉五十年の歩み』143 頁) との発言にも表れている。

こうして、保育所は就労支援のためのサービスとして位置づけられることとなり、その趣旨は条文の文言としても明記された。市町村には保育所に関する情報提供義務(同条 5 項) が課され、保護者はその情報に基づいて希望する保育所への入所を申し込むことができる仕組みが導入された。

裁判例は更に進んで、保護者には保育所を選択する法的利益があることを認めている。大阪地判平成 29 年 5 月 18 日(TKC 文献番号 25561631) は、1997 年改正につき、「女性の社会進出や就労形態の多様化に伴って、乳児保育や保

育時間の延長を始めとする多様なサービスの提供が必要となった状況を踏まえ、その保育所の受入れ能力がある限り、希望どおりの入所を図らなければならないこととして、保護者の選択を制度上保障した」趣旨であるとしている。

このように、1997年の児童福祉法改正は、男女共同参画や少子化対策といったそれまでの政府方針を受けて、親が自らの働き方に即して保育所を選択できることを法制度的に担保することにより、保育所が「親」の就労支援施設であるとの位置付けを一層明確なものとしたのである。

4 保育所不足に伴う待機児童問題の顕在化

その後の政府の方針は、一貫してこの保育所の性質を強固なものとしている。待機児童問題の顕在化とそれに対する政府の対応も、保育所が就労支援施設としての性格を強めていった一例である。小泉内閣は2001年7月に「仕事と子育ての両立支援策の方針」を閣議決定し、その中で「待機児童ゼロ作戦」を打ち出した。待機児童の多い都市部を中心に、2002年度中に5万人、さらに2004年度までに10万人、計15万人の受入れ児童数を増加させることが目標とされた（甲40：厚生労働省「厚生労働白書平成14年版」）。待機児童ゼロとはすなわち、現に就労しているため、あるいは職を得て就労するために、児童を保育所に預けたい全ての親のニーズに応えられるよう、保育施設・制度を充実させるということであり、親の就労支援政策に他ならない。

保育所が親の就労を支える施設であることは、児童福祉法にとどまらず、仕事と家庭の両立支援に関する諸法制においても明確に打ち出された。例えば、2003年の少子化社会対策基本法（平成15年法律第133号）は、13条において、「国及び地方公共団体は、子どもを養育する者の多様な需要」を踏まえ「病児保育、低年齢児保育、休日保育、夜間保育、延長保育及び一時保育の充実、放課後児童健全育成事業等の拡充その他の保育等に係る体制の整備」を行うとともに「保育サービスに係る情報の提供の促進に必要な施策を講ずるものとする」

として、保育需要の増大・多様化に対応する観点から、国及び地方公共団体に対し具体的な施策の実施を義務付けた。同法に基づき、2004年に閣議決定された「少子化社会対策大綱」では「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」が重点課題として挙げられ、2010年に閣議決定された「子ども・子育てビジョン」では「家族や親が子育てを担う」という考え方から脱却し、「社会全体で子育てを支える」という理念を明確に打ち出された。

その後も2010年には「待機児童解消『先取り』プロジェクト」、2013年には「待機児童解消加速化プラン」など次々と施策が講じられた（以上につき甲41：厚生労働省「厚生労働白書平成27年版」参照）。当然ながら、受け入れ児童数の増加は、福祉上の必要性からではない。福祉として保育施設への入所が必要な児童は年々減少していた。保育施設の増加は、もっぱら、「待機児童」のため、すなわち就労のために子どもを預けることを希望する親を支援するための目標であった。保育所を充実させることにより女性の社会進出と少子化対策を両立させることが政策目的なのである。こうして保育所の性質が福祉施設ではなく就労支援であることが確定的になっていった。

5 2012年の子ども・子育て支援法の制定及び児童福祉法改正

こうした流れを法律として確定させたものが、2012年に制定された、いわゆる子ども・子育て関連三法である。これは、同年に行われた「子ども・子育て支援法」（平成24年法律第65号）、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」の改正（平成24年法律第67号）、そして児童福祉法（昭和22年法律第164号）の改正の3つの法律を指す。

まず、子ども・子育て支援法は、保育所を充実させることにより女性の社会進出と少子化対策を両立させようとするという政策目的を明確にする。1条では、「少子化の進行」と「家庭及び地域を取り巻く環境の変化」、すなわち女性の社会進出を明示した上で、児童福祉法などの子ども及び子育てに関する法律に

よる施策と相まって、保育所など、「子どもを養育している者に必要な支援」を行うことを法律の目的とすることが明示された。

また、改正後の児童福祉法は、法律上の保育所の性質を決定的に変更させた。改正前の 24 条 1 項は対象を「保育に欠ける」児童に限定していたが、改正後は子ども・子育て支援法の定めにより「保育を必要とする」場合に市町村が保育の実施義務を負う仕組みに改められた。従前の保育所は、1997 年の法改正によりサービスとしての位置付けが強まったとはいえ、あくまで文言上は「保育に欠ける」児童に「養護と教育」を施すための福祉施設であった。しかし、2012 年の法改正は、「保育に欠ける」の文言を削除して「保育を必要とする」すべての子どもに対する保育義務を自治体に課した。その背景にあるのは当然、これまでの保育需要の拡大と多様化の延長、つまり「親の就労」である。この法改正により、「養護と教育」というかつての保育所の目的は大幅に交代し、「親の就労」支援こそが保育所の主たる目的であると変更されたのである。

新制度の下では、すべての労働者・自営業者が潜在的な保育所利用者として想定されることとなった。従前はパートタイムや自営業が対象となるか否かについて明文の定めはなかったが、職種を問わず「一月において、四十八時間から六十四時間までの範囲内で月を単位に市町村が定める時間以上労働することを常態とすること」（子ども・子育て支援法 19 条 3 号および同施行規則 1 条の 5 第 1 号）が要件とされた。そこでは「求職活動（起業の準備を含む）」までもが保育所の利用対象に含まれるようになった（施行規則第 1 条の 5 第 6 号）。

また、内閣府・文部科学省・厚生労働省の連名通知においては、「フルタイム就労のほか、パートタイム就労、夜間の就労など、基本的にすべての就労を対象」とするとされ「居宅内で当該児童と離れて日常の家事以外の労働をすることを常態としていること（自営業、在宅勤務等）も対象」に含まれることが明示された（甲 14：内閣府・文部科学省・厚生労働省「子ども・子育て支援法に基づく教育・保育給付認定等並びに特定教育・保育施設及び特定地域型保育

事業者の確認に係る留意事項等について」)。このように、新制度の下では、「保育を必要とする」親が従事するあらゆる働き方、さらには就労に向けた準備活動を行う者までもが保育所利用の対象とされた。これにより、保育所の性質は確定的に就労支援施設となった。

さらに、子ども・子育て支援法 20 条に基づく支給認定（必要性・必要量の認定）が義務付けられたことにより、自治体による待機児童対策が一層体系的に進められるようになった。すなわち、教育・保育給付を受けようとする保護者は、自らの就労状況を明らかにする書類（同法施行規則 2 条 2 項 2 号）を添付して市町村に対し支給認定の申請を行い（同法 20 条 1 項）、これに対して市町村は、保育の必要性（同法 19 条 1 項、施行規則 1 条の 5）および保育の必要量（同法 20 条 3 項）を審査したうえで、教育・保育給付認定（同法 20 条 4 項）または不認定（同法 20 条 5 項）の処分を行うこととされた。これによって、自治体は地域の保育需要を正確に把握し、そのデータに基づいて待機児童対策等を計画的に進めることが可能となった。この趣旨は、以下の小宮山洋子厚生労働大臣（当時）の答弁にも示されている（甲 42：第 180 回国会衆議院社会保障と税の一体改革に関する特別委員会厚生委員会議事録第 9 号 22 頁〔国務大臣小宮山洋子発言〕（2012 年 5 月 28 日）

「これまでは、子供が本当に必要としているかどうかの把握、数の把握すら、現状として、市町村ではできていません。入りたいと言っても待機児がいるからもう受けられないといった場合に、潜在ニーズは把握ができていません。今回は、しっかりとそのニーズを把握して、計画をつくり、いろいろな形でそのニーズに応えられる多様な仕組みをつくるということ・・・今のままでは、どれだけやっても待機児の解消というのはできないわけです。実際に、女性の九割近くが働きたいと思っているんですね。その人たちに働いてもらわないとやはり経済的な成長ということもできま

せんで、いろいろなことを総合的に考えて、抜本的に、保育に欠ける子だけではなくて、必要な子に全てということも含めて仕組みを変えなければいけないということで、こういう新システムということ提起させていただいています」

このように 2012 年改正は、「仕組みを変え」、「新システム」として、保育が「必要な子に」すべて対応できる保育施設に生まれ変わることを目的としていた。待機児童解消を通じて女性の就労や共働き家庭を支えることを狙ったものであった。

6 就労支援施設への性質変更は揺るぎのないものとなった

それでも、就労を理由とする保育需要は保育所の供給を上回り続けた。2016 年 2 月には、匿名ブログに投稿された「保育園落ちた日本死ね!」という一文が社会に大きな衝撃を与えた。当時の安倍晋三内閣総理大臣は国会答弁で「保育の受皿整備を上回るペースで申込みが増えていることから、今後とも、仕事と子育てが両立できるよう、働く方々の気持ちを受け止めながら、待機児童ゼロに向けて万全を期」すとしたうえで「待機児童ゼロを必ず実現させていく決意」（甲 43：第 190 回国会参議院予算委員会議録第 13 号 7 頁、26 頁〔内閣総理大臣安倍晋三発言〕（2016 年 3 月 14 日））であると表明した。この発言は、戦後一貫して救貧対策としての福祉施設に位置づけられていた保育所の性質が、高度経済成長期以降の共働き家庭の一般化という社会的変化を経て、福祉施設から就労支援施設へと転換したことを決定的に裏づけるものである。

直近では、保育所が就労支援施設として機能することを前提とする政策が当然のものとして採用されている。例えば、2020 年 4 月、緊急事態宣言下において、厚生労働省は、保育所を所管する全国の自治体に対して、医療従事者が業務に専念できるよう、医療従事者の子どもの預かりを拒まないよう求める通知を発出した（甲 44：厚生労働省「医療従事者等の子どもに対する保育所等にお

ける新型コロナウイルスへの対応について」（2020年4月17日）参照）。この措置は、保育所の利用が”親の就労を可能にするための不可欠なサービス”であることを政策上も明確に認めたものである。

7 小括

以上のとおり、1990年代以降、保育所の性格は「子どもの養護・教育の場」から「親の就労を支援する施設」へと明確に転換した。女性の社会進出や1.57ショックを経て、1997年の児童福祉法改正によって措置制度が廃止され、保護者が保育所を選択できる仕組みが導入された。その後、待機児童ゼロ作戦など就労支援を目的とする政策が続き、2012年の児童福祉法改正では「保育に欠ける」の文言が削除され、「保育を必要とするすべての子ども」に対する保育提供義務が自治体に課された。2016年の「保育園落ちた日本死ね!」という市民の声は、保育需要の高まりと待機児童問題の深刻化を象徴するものであった。これを受けて当時の安倍晋三内閣総理大臣が「待機児童ゼロを必ず実現する」と表明し、政府は保育所を就労支援政策の中心に据えることをより一層明らかにした。

このように、1990年代以降の制度改革と社会的要請の高まりを通じ、保育所は「子の養護・教育の場」から「親が働くための施設」へとその性格の転換を果たしたのである。

第3 保育所の性質に関する被告の主張の誤り

被告は、児童福祉法及びこども基本法等において、子の養育について第一義的責任は保護者にあると定められていることを根拠に、保育所への子の預け入れは「扶養義務の履行」に当たると主張する（被告準備書面(1)36頁）。

そして、このような理解を前提に、保育所は乳幼児に対する養護・教育を目的とする施設（＝保護者が扶養義務の履行を全うするための施設）であるから、就労により「保護者の勤務時間が確保されることは副次的効果にとどまり」（同38頁）、故に、保育料は事業遂行上の必要経費には該当せず、家事費に当たるとする（同26

～27 頁、29 頁、30 頁参照）。

しかし、そもそも子どもの養育責任が保護者にあることは当然であり、そのことと、保護者が就労のために子を保育所に預けることとは何ら矛盾しない。

また、前述のとおり、保育所は 1990 年以降、就労支援施設としての性格を明確に強めており、その方向性は度重なる政策や法改正によって裏付けられているから、保育所は専ら子の養護・教育のための施設であるとする被告の主張は、これまでの保育所の性質の法制度的変更と現在の保育所の実態を看過するものでありその前提を欠いている。

今日、大多数の保護者は「働くために」子を保育所に預けている。厚生労働省統計によれば、保育所利用目的の約 96%が「保護者の就労」で占められており（甲 45：厚生労働省「平成 27 年地域児童福祉事業等調査結果の概況」5 頁）、大多数の親にとって保育所は「働くため」に利用する施設である。保護者は子どもの養護養育のために保育所に入れるのではない。保護者が就労し所得を得るために子を預ける場として利用されているのであり、勤務時間の確保は副次的な効果しかないなどという被告の主張は、法制度の理解としても、社会実態の認識としても、誤っている。

以上のとおり、保育所が専ら子の養護・教育を目的とする施設であるとの前提に立つ被告の主張は、保育所を利用する保護者の目的や現行制度における保育所の就労支援施設としての位置づけを根本的に誤ったものであり到底採用できない。

以 上